

第5期対策（令和2年度～令和6年度）

# 中山間地域等直接支払制度 のあらまし



管理された協定農用地（丸森町大張沢尻棚田集落協定）

宮城県農政部農山漁村なりわい課

令和3年3月

## I. 制度の目的

宮城県では、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んでおり、第4期対策(平成27年度～令和元年度)では、県内の234協定、2,314haの農用地において、適切な農業生産活動が継続され「耕作放棄地の発生防止」や「多面的機能の維持増進」等が図られてきました。

令和2年度から令和6年度までの5か年間を事業期間とした第5期対策においては、中山間地域等における農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援し、新たな人材の確保や集落間での連携した活動づくりを後押しするとともに、超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動支援を強化するとの考えの下で、本制度を継続的に実施します。

## II. 中山間地域の農業・農村が持つ多面的な機能

宮城県の中山間地域の農業・農村では、米や野菜等の食料の生産の他に、水田の貯水による洪水の防止、地下水のかん養、美しい田園風景の保持等、様々な役割を持っています。

### ○国土を保全する働き

#### 洪水防止機能

水田や畑・ため池が大雨時に雨水を一時的に蓄え、洪水被害を防止・軽減します。

#### 土壌浸食防止機能

畦畔(あぜ)の適切な管理や農作物を植えることにより土壌の浸食を防止・軽減します。

#### 土砂崩壊防止機能

水田の水張りにより、地下水位を安定させ、土砂崩壊を防止します。

#### 水資源かん養機能

用水や雨水が田畑から浸透し地下水源を徐々に養い、長時間かけて河川に戻します。

#### 大気浄化機能

農作物等の植物や土壌が、大気を浄化します。

#### 気候緩和機能

水田からの水分の蒸発により周囲の気温を低下させ、周辺地域の気候を緩和します。

### ○快適な農村空間を提供する働き

#### 景観保全機能

農業の営みと周囲の水辺や里山が一体となって、美しく心豊かな景観を形成・保全します。

#### 保健休養機能

澄んだ空気、きれいな水、美しい緑等、訪れた人に安心を与え、気持ちを落ち着かせます。

#### 生態系保全機能

水田・水路、ため池等が多様な動植物の生息地になる等、自然環境を保全します。

### ○自然体験・伝統文化継承等の場

#### 情操教育機能

農業の体験学習や自然観察を通して、子供達が自然とふれあい、豊かな心を育てます。

#### 伝統文化保存・継承機能

芸能・祭り・食文化・農業技術等、地域固有の伝統的な文化を保存・継承します。



## Ⅲ. 制度の基本的な考え方

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

- 制度のポイント**
- 山村、過疎地等の傾斜農用地等が対象
  - 「協定」を締結し、5年以上農業生産活動等を続ける農業者へ交付
  - 交付金の使途は協定参加者の合意で定めるため、特に制限はありません。(注1)

## Ⅳ. 制度のしくみ

### 1. 対象となる地域

#### (1) 通常地域

宮城県では、「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」「棚田地域振興法」の5法の指定を受けた地域が該当します。

#### (2) 県特認地域

宮城県では、国のガイドラインをそのまま運用し、県特認地域としています。  
県特認地域とは、通常地域以外で、以下の一定の基準を満たす地域が該当します。

5法の指定地域以外で、以下の(1)、(2)、(3)のいずれかの要件を満たす地域の中で、(4)の要件を満たす農用地であること。

- (1) 5法指定地域に地理的に接する農用地
- (2) 農林統計上の中山間地域(旧市町村単位で指定)
- (3) 既成市街地等に該当せず、次のア～ウまでの要件を満たす地域
  - ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
  - イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上
  - ウ 人口減少率(平成22年～平成27年)が3.5%以上で、かつ、人口密度150人/k㎡未満であること
- (4) 次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと
  - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地、及び採草放牧地8割以上)
  - イ 自然条件により小区画・不整形な田
  - ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地
  - エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地

(注1)：ただし、共同活動費は、協定の共同取組活動を目される内容に支出することが望ましいとされています。

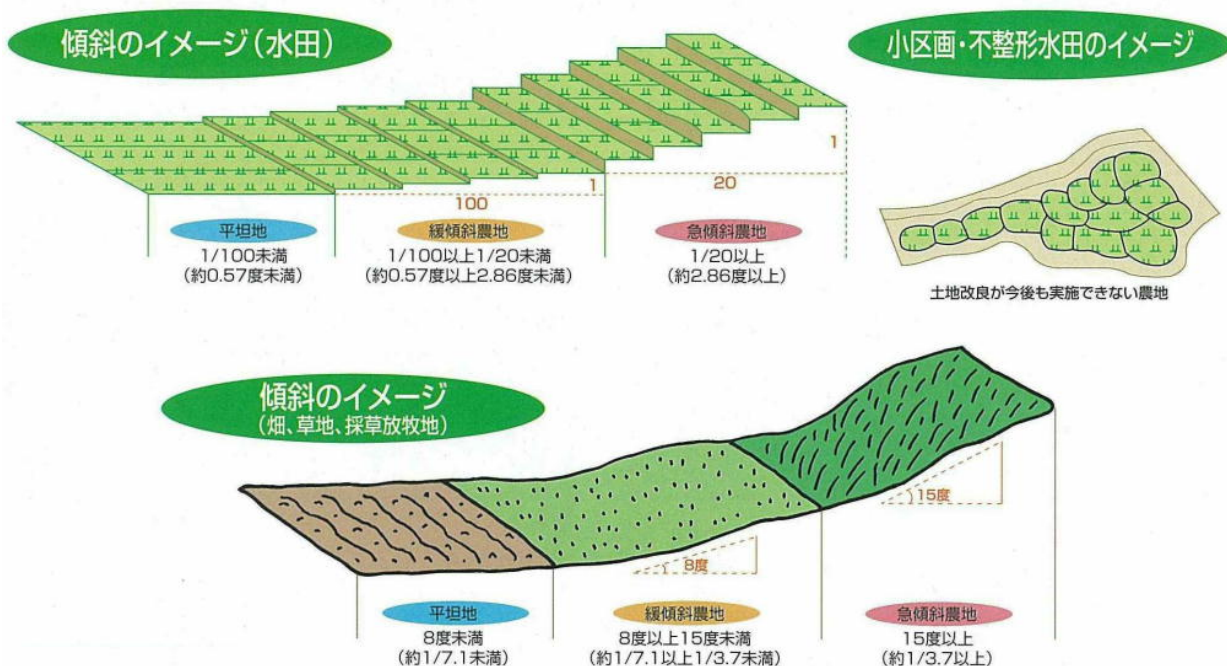


## 2. 対象となる農用地

対象地域内にある1ha以上（一団）の農用地，または複数の団地の合計面積が1ha以上で，以下に該当する農振農用地が対象となります。

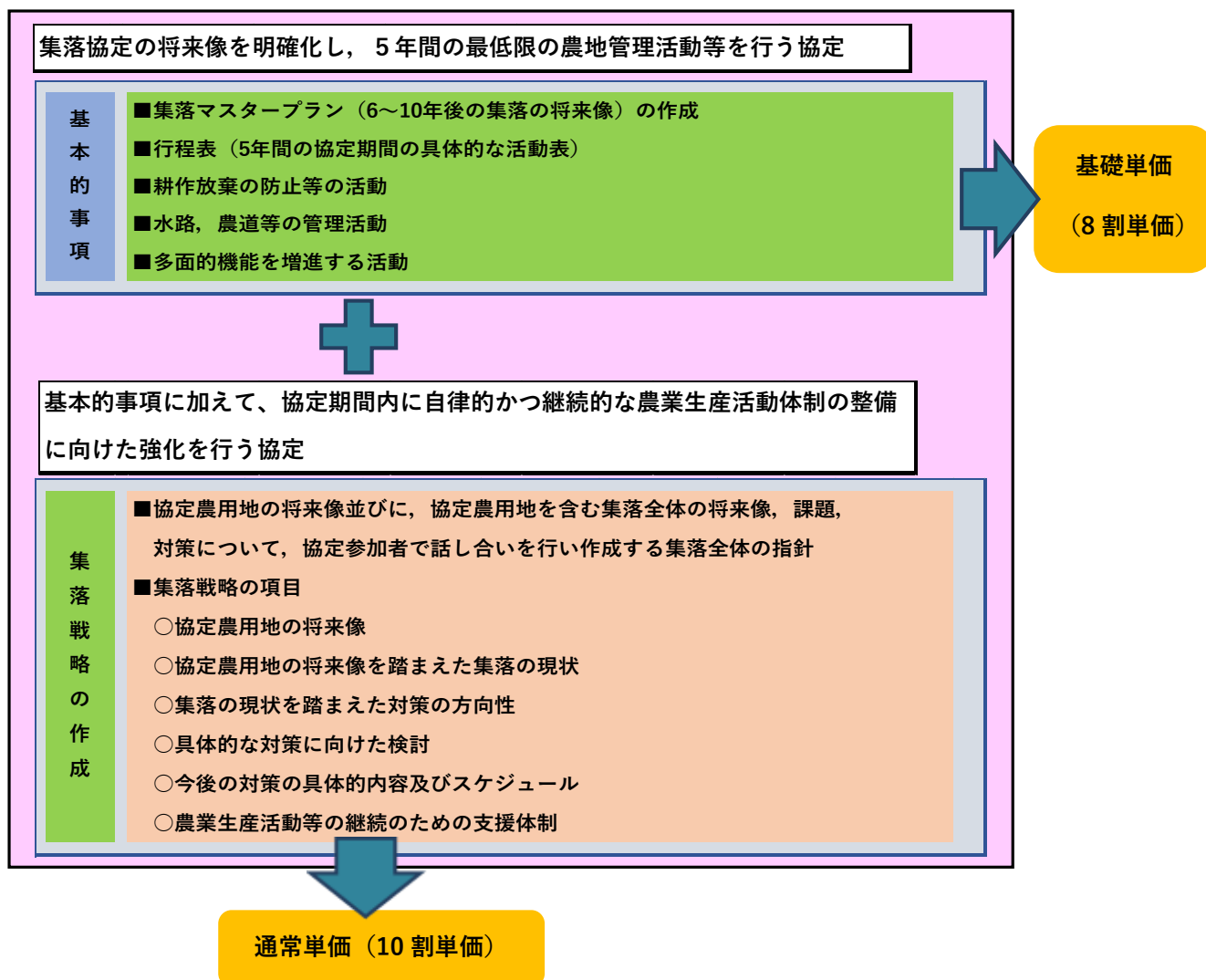
- |   |   |       |        |
|---|---|-------|--------|
| 1 | 傾斜度が田で1/20以上，畑・草地で15度以上   | ..... | 急傾斜農用地 |
| 2 | 自然条件により小区画・不整形な水田<br>団地内の全ての田が不整形で，ほ場整備ができない。<br>30a未満の区画の合計面積が，団地内の田の80%以上。平均面積が20a以下。 |       |        |
| 3 | 地域選択（市町村長の判断）で指定される農用地  |       |        |
| ① | 傾斜度が田で1/100以上1/20未満，畑・草地で8度以上15度未満  | ..    | 緩傾斜農用地 |
|   | a 急傾斜農用地と流域で連担している場合  |       |        |
|   | b 緩傾斜農用地という条件に農業生産条件の不利性が加わる場合  |       |        |
|   | ・高齢化率：30%以上，耕作放棄率：田5%以上，畑10%以上  |       |        |
| ② | 農業従事者の高齢化率が高く，かつ耕作放棄率の高い農用地   |       |        |
|   | ・高齢化率：40%以上，耕作放棄率：田8%以上，畑15%以上  |       |        |

### 対象となる農用地のイメージ図



### 3. 交付金の交付の対象となる行為

「集落協定」を締結して、5年間以上、農業生産活動等を実施する必要があります。



### 4. 実施期間

第5期対策は、令和2～6年度までの5年間となります。

令和3年度以降に本制度に取り組む場合は、協定を締結した年度から5年間の活動が必要となります。例えば、令和3年度に協定を締結した場合は、第5期対策の期間にかかわらず、令和7年度まで活動を継続する必要があります。

### 5. 交付金の対象者

集落協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象となります。

ただし、一定の算定式のもと都市部（仙台市）の勤労者1人当たりの平均所得を上回る方は、交付金の交付対象者から除かれます。（協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引受けている場合には、当該農用地の面積分について個人配分が可能となります。）

なお、所得超過者の有無については、市町村において毎年度確認する必要があります。

### 6. 交付金の単価

5年間の耕作放棄地発生防止等の活動を行う協定（8割単価）と、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定（通常単価）との間で、段階的な単価設定となります。

さらに積極的な取り組みを行う協定には「加算単価」が受けられます。なお、第5期対策では、加算措置を受けるためには、通常単価を選択することが必要となりました。

(1) 通常・8割単価 (交付単価は10aあたり)

地目	区分	通常単価	8割単価
田	急傾斜	21,000円	16,800円
	緩傾斜	8,000円	6,400円
	小区画・不整形	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	11,500円	9,200円
	緩傾斜	3,500円	2,800円
草地	急傾斜	10,500円	8,400円
	緩傾斜	3,000円	2,400円
	草地比率の高い草地	1,500円	1,200円
採草放牧地	急傾斜	1,000円	800円
	緩傾斜	300円	240円

※通常単価と8割単価のいずれかを選択

(2) 加算単価 (交付単価は10aあたり)

取組項目	交付単価	備考
① 棚田地域振興活動加算 (新設)	田 10,000円 畑 10,000円	認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算。(注1) 田で傾斜1/20以上、畑で15度以上の農地。
② 超急傾斜農地保全管理 加算(継続)	田 6,000円 畑 6,000円	田で傾斜1/10以上、畑で20度以上の超急傾斜地の保全等の取組(注2)を行う場合の加算
③ 集落協定広域化加算 (拡充)	地目にかかわらず 3,000円	他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で取組を行う場合に加算
④ 集落機能強化加算 (新設)	地目にかかわらず 3,000円	新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外)を強化する取組を行う場合に加算
⑤ 生産性向上加算 (新設)	地目にかかわらず 3,000円	農産物のブランド化や農作業の省力化等、生産性向上を図る取組を行う場合に加算

(注1) 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

(注2) 具体的に加算対象となる取組に関しては、市町村の担当課にご確認ください。

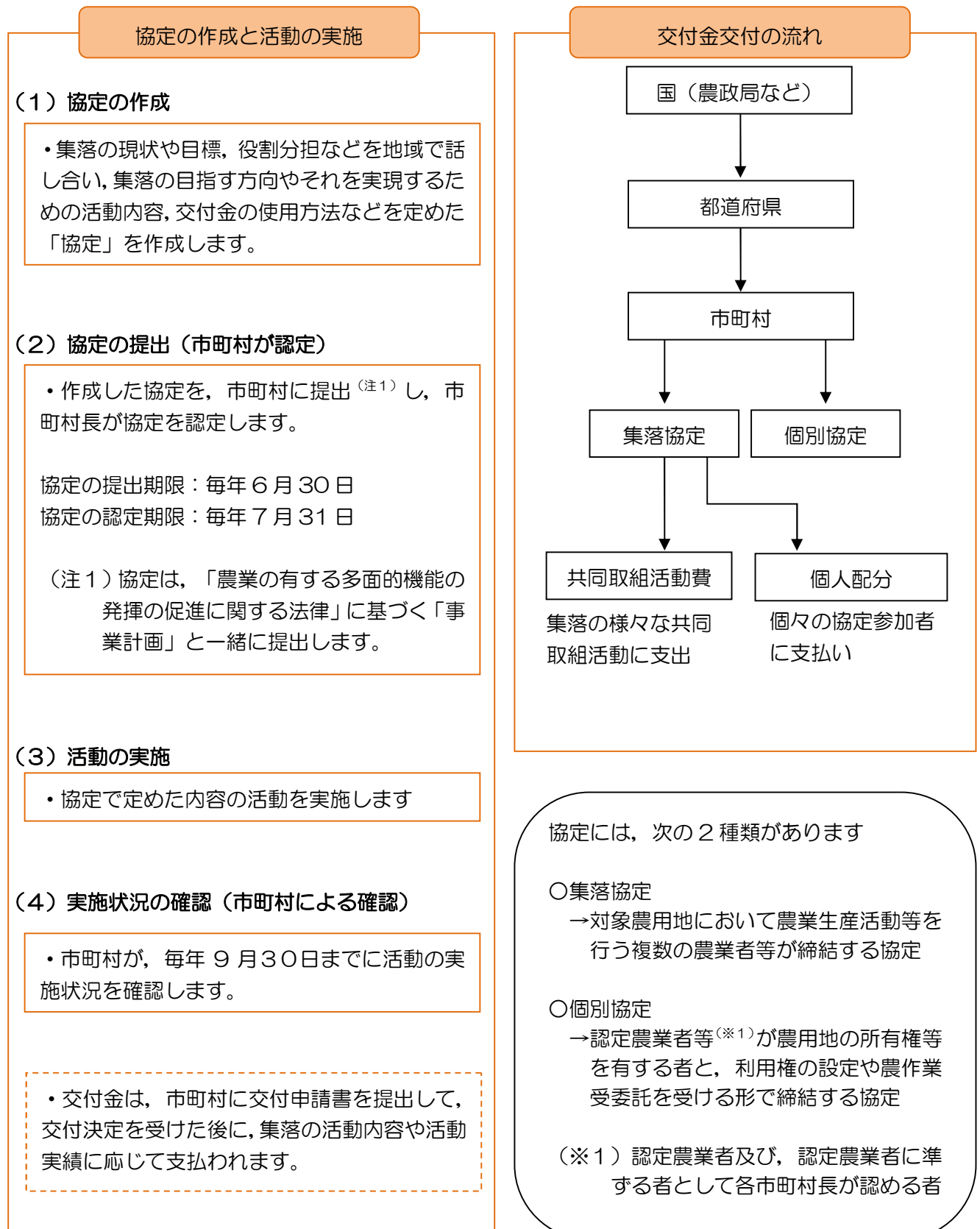
(注3) 複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、上乘せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aが減額されます。

(3) 負担割合

通常地域 . . . . 国：1/2 県：1/4 市町村：1/4  
 県特認地域 . . . . 国：1/3 県：1/3 市町村：1/3

## 7. 手続きの流れ

事業に取り組むために「協定」を締結してから、活動を実施し、交付金の交付に至るまでの流れは次のようになっています。



## 8. 交付金の使用方法

共同取組活動に要する経費は、以下の項目について支出することができます。これらの経費について、集落協定書（2号事業様式）の第7にその目的、内容を記載する必要があります。

- 役員等の各担当者の活動に対する経費
- 農業生産活動等の体制整備に向けた活動等集落マスタープランの将来像を実現するための活動に要する経費
- 水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費
- 農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費

ただし、次に掲げる経費については、支出することはできません。

### —支出できない経費—

- ①個人施設の改修・整備等、直接的な受益が個別の農家に限られるもの  
（具体例）
  - ・特定の個人のみが所有または利用する施設（農業生産施設、畜舎、農産物加工処理施設、作業場、倉庫等）の補修や改修、設備の導入経費
  - ・特定の個人の敷地内のみの作業道等の舗装・補修等の整備
  - ・特定の個人のみが所有または利用する草地において、牧草の植生の維持・回復のために行う土起こし、再播種等の一連の自力更新 等
- ②農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）  
（具体例）
  - ・個人の営農においてのみ利用するコントラクター、ヘルパー等の利用料
  - ・個人が所有・管理している廃屋、廃農機具等の処理費用
  - ・個人が通常行う営農作業においてのみ利用する農業生産資材の購入経費 等
- ③協定活動に直接関係のない経費（人件費を含む）  
（具体例）
  - ・個々の経営体における雇用者に係る人件費
  - ・集落内の親睦を目的とした集まりの飲食代（総会、研修会時の食事代も含む） 等

## 9. 制度実施のポイント（必須事項）

### ○ 集落の将来の姿を決めましょう！

制度に取り組むためには、「集落マスタープラン<sup>(注1)</sup>」を作成することが、必要となります。集落マスタープランには、以下の事項を記載する必要があります。

#### ①集落の将来像（6～10年後の集落の姿）

- 現在の集落の状況等を踏まえて、集落の将来像を決めましょう。  
（例）
  - ・将来は、集落で中心となる担い手へ農地や農作業を集積していきます。
  - ・将来は、集落を基礎とした営農組織をつくっていきます。
  - ・将来は、周辺の集落の担い手等と連携をはかっていきます。

#### ②将来像を実現するための活動や、5年間の目標

- 今後5年間で実施する活動内容や目標を決めましょう。  
（例）
  - ・5年間で、農業機械の共同利用を〇%増加していきます。
  - ・5年間で、集落内の担い手へ〇%利用権の設定を増加していきます。
  - ・集落内の非農家や非対象農家の方々〇人と、一緒に道路や水路の管理を実施していきます。

#### ③5年間の活動工程表

- 毎年実施する活動の計画を立てましょう。  
（例）
  - ・1年目は、集落内の話し合いにより、〇〇の目標を決定します。
  - ・2年目以降は、〇〇の目標達成のため、△△の活動を□□%まで実施します。
  - ・5年目は、〇〇の目標を達成します。



(注1) 集落協定書(2号事業様式)の第4に集落の将来像、将来像を実現するための目標と活動計画などを記載することが、集落マスタープランの作成にあたります。(協定書の他に、別に「集落マスタープラン」を作成するものではありません)

## ○ 集落で(最低限)実施する活動を決めましょう!

「耕作放棄の防止等の活動」「水路・農道等の管理活動」(注1)は、毎年実施する必要があります。  
「多面的機能を増進する活動」は、最低1項目選択して、毎年実施する必要があります。

分 類		具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
農業生産活動等 (必須)	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた、耕作放棄の防止、耕作放棄地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
	水路・農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
多面的機能を増進する活動 (右のうち1以上選択)	国土保全機能を高める取組	土壌流防に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
	保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
	自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

(注1)

中山間地域等直接支払の協定で管理活動の対象としている水路・農道が、多面的機能支払の活動計画書に位置づけた水路・農道と同一である場合、協定書にそのことを記載した上で、農業生産活動等のうち「耕作放棄の防止等の活動」から2つ以上を選択して取り組む必要があります。



## 10. 制度実施のポイント（集落戦略の作成）

### ○農業生産活動の体制を整備しましょう！

前向きな取り組みを実施する集落協定には、「通常単価」が交付されます。



### （1）以下の内容を協定参加者で話し合い「集落戦略」を作成しましょう！

以下の①～⑥について協定参加者で話し合いを行い、集落戦略を作成しましょう。

- ① 協定農用地の将来像
- ② 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- ③ 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- ④ 具体的な対策に向けた検討
- ⑤ 今後の多作の具体的内容及びスケジュール
- ⑥ 農業生産活動等の継続のための支援体制

## (2) 集落戦略の作成と活用イメージ

- ・集落戦略は、集落全体の将来像を明らかにするための重要な指針です。
- ・協定参加者の皆さんで十分な話し合いを行い、行為形成を図るようにしましょう。

### 1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地区（注1）を活用し、協定参加者で話し合います。

（注1）地図には

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲や場所
- ② 既に荒廃している農地の復旧や林地化を実施する範囲
- ③ 農作業の共同化や受委託等が必要な範囲
- ④ その他協定農用地を保全していくために必要な事項

などを書き込みながら、皆さんで話し合います。

### 2 集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化

### 3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を加算措置等を利用し実現

## (3) 人・農地プランや農業委員会の活動と連携

「集落戦略」は、集落戦略本体と話し合いに活用した地図を市町村の人・農地プラン担当部局に提出することをもって、「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことができます。

このため、集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランや農業委員会が行う農地等の利用の最適化のための活動と連携を図ることが、より効果的であると考えています。

※「人・農地プランの実質化」に係る手続きについては、市町村にご相談ください。

## 【参考資料①「農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律」について】

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国・都道府県及び市町村が支援を行うものであり、平成27年4月から施行されました。

中山間地域等直接支払交付金は、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金とともに、「日本型直接支払制度」として、この法律に基づいて実施されています。

法律に基づく措置となることで、これらの制度が安定的に実施されます。

### 日本型直接支払制度

#### 多面的機能支払<sup>(※1)</sup>

- ・農地維持支払交付金  
(3,000円/10a)
- ・資源向上支払交付金(共同活動)  
(2,400円/10a)
- ・資源向上支払交付金(長寿命化)  
(4,400円/10a)

#### 中山間地域等直接支払

- ・農業生産活動を継続する活動  
(急傾斜田：21,000円/10a など)

#### 環境保全型農業直接支払<sup>(※2)</sup>

- ・有機農業(化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業)の取組  
(8,000円/10a)
- ・化学肥料及び化学合成農薬の5割低減取組とセットで行う取組
  - ①緑肥の作付け  
(8,000円/10a)
  - ②堆肥の施用  
(稲わら堆肥以外の堆肥  
2,200円/10a など)

※1 多面的機能支払の交付金額は、市町村の裁量により、このパンフレットに記載されている単価と異なる場合があります。

※2 環境保全型農業直接支払の交付金額は、予算の範囲内で交付するため、交付申請額が予算を上回った場合は、交付金の額を調整します。



## 【参考資料②第5期対策の主な見直しの4つのポイント】

(農水省パンフレットより一部抜粋)

第5期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しながら、次のような制度の拡充・強化を行います。

### 1. 体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化

- 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。このため、第5期対策から、体制整備単価（10割単価）を受給する要件を「A, B, C要件から一つ選択」から「集落戦略の作成」に一本化しています。
- 集落戦略については、中間年（令和4年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要があります。
- 第4期対策の集落戦略からの変更点
  - ①期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10年～15年後」から「6～10年後」に変更
  - ②第4期までの遡及返還の特例を受ける要件であった「合計15ha以上」または「集落連携・機能維持加算に取り組む」は廃止
  - ③集落における農業生産活動等を継続する上での課題を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、様式を見直し
  - ④第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記（これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農地が発生した場合でも、協定農用地全体の遡及返還とはなりません。）

### 2. 「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設し、「集落協定広域化加算」を拡充

#### ○集落機能強化加算（新設）

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

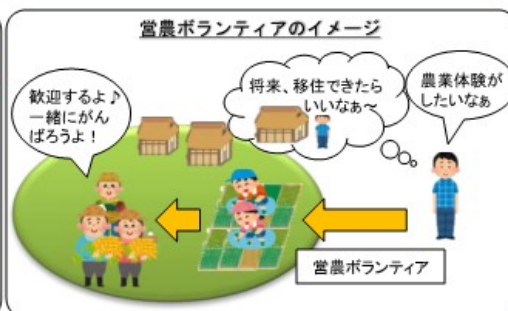
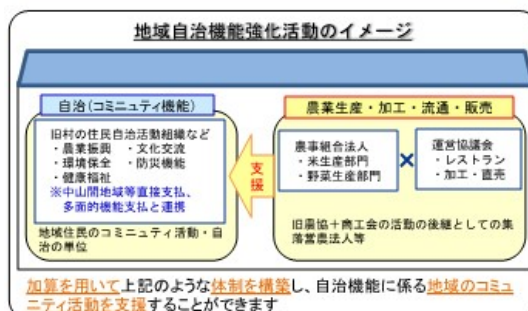
対象協定：体制整備単価の集落協定のみ  
 対象農地：集落協定農用地  
 単 価：3,000円/10a(地目にかかわらず)  
 上限額：200万円/年度  
 取組期間：1～5年  
 目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

#### 【対象活動の例】

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）



地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業



### ○生産性向上加算（新設）

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ  
 対象農地：集落協定農用地  
 単 価：3,000円/10a(地目にかかわらず)  
 上限額：200万円/年度  
 取組期間：1～5年  
 目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

### ○集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ  
 対象農地：集落協定農用地  
 単 価：3,000円/10a(地目にかかわらず)  
 上限額：200万円/年度  
 取組期間：1～5年  
 目標設定：  
 ア 取組期間が単年である場合  
 主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。  
 イ 取組期間が複数年である場合  
 主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。



## 3. 対象地域に「指定棚田地域」を追加し、「棚田地域振興活動加算」を新設

### ○棚田地域振興活動加算（新設）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ  
 対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地  
 ※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。  
 単 価：10,000円/10a（田、畑）  
 上限額：なし  
 取組期間：1～5年  
 目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」  
 イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」  
 ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

#### 4. 農業生産活動等の継続ができなくなった場合の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくこととなります。

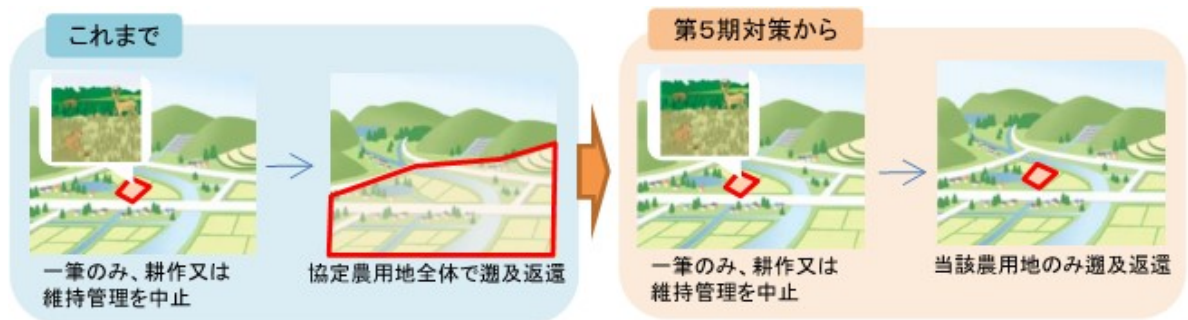
ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます

##### — 交付金の返還を免除する場合 —

次のいずれかに該当する場合には、交付金の返還が免除されます。  
(その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。)

- 農業者の死亡、高齢または農業者本人もしくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合  
(災害から復旧する計画を作成した場合には、交付金は引き続き交付されます)
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設または整備誘導施設の用地とする場合

- 上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地は、「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更となります。



- なお、第4期対策と同様、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件（集落戦略の作成）、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分（8割）、体制整備分（2割）、加算分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となります。



お問合せ 宮城県農政部農山漁村なりわい課 中山間振興班

T E L : 022-211-2874 F A X : 022-211-2416

大河原地方振興事務所 農業農村整備部 計画調整班 0224-53-3111 (内線 474)

仙台地方振興事務所 農業農村整備部 計画調整班 022-275-9111 (内線 2628)

北部地方振興事務所 農業農村整備部 農村振興班 0229-91-0701 (内線 496)

北部地方振興事務所栗原地域事務所

農業農村整備部 管理調整班 0228-22-2111 (内線 456)

東部地方振興事務所 農業農村整備部 農村振興班 0225-95-1411 (内線 2630)

東部地方振興事務所登米地域事務所

農業農村整備部 管理調整班 0220-22-6111 (内線 461)

気仙沼地方振興事務所 農業農村整備部 農村振興班 0226-25-8075 (直通)